

令和3年7月8日

利用団体代表者 各位

独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立乗鞍青少年交流の家 所長
徳永章人

食事のキャンセルについて

平素より、当施設の運営に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、交流の家の利用をキャンセルする場合に、1週間前であれば食事代のキャンセル料は発生せず、1週間を過ぎた場合は食堂業者と協議していただくこととなっておりますが、コロナ禍の影響による利用者減少に対応するため食事代のキャンセル料について食堂業者より申し出があり、以下の通り変更することとなりました。

キャンセル連絡時	普通食	弁当・野外炊事
1週間前の17時まで 例) 7/27入所の場合7/20の17時まで	キャンセル料無し	キャンセル料無し
1週間を過ぎた場合 例) 7/27入所の場合7/21以降に連絡	<u>キャンセル料 30%</u>	<u>キャンセル料 100%</u>
1週間を過ぎた後、緊急事態宣言等の発令があった場合	キャンセル料無し	キャンセル料無し
1週間を過ぎた後、災害があった場合	キャンセル料無し	キャンセル料無し

なお、食数変更は従来通り1食前までにお知らせくだされば可能です。

御利用団体の皆様には御不便をおかけしますが、何卒よろしく願いいたします。